慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	民訴法一九九条一項の沿革について
Sub Title	Die Entstehungsgeshichte der Vorschrift des § 199 I ZPO in Japan
Author	坂原, 正夫(Sakahara, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1981
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.54, No.4 (1981. 4) ,p.41- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810415-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



民訴法一九九条一項の沿革について

坂 原 正

夫

はじめに

二 テッヒョー草案三九一条と旧民訴法二四四条の関係について

三 旧民法証拠編七七条の立法の経緯とその立法理由について

五 おわりに テッヒョー草案と旧民法との融合

一はじめに

直接にドイツ民訴法の規定を継受したものでないことは条文の体裁正民訴法理由書から明らかである。そしてこの旧民訴法二四四条は二包含スルモノニ限リ確定力ヲ有ス」との規定に由来することは改限リ既判力ヲ有ス」との規定は旧民訴法二四四条の「判決ハ其主文ー」わが民訴法一九九条一項の「確定判決ハ主文ニ包含スルモノニー

民訴法一九九条一項の沿革について

の論文はこの問題についての本格的な唯一の論文といつてもよく、と既判力の範囲」(法学八巻四号、昭和一四年三三七頁以下)がある。ことの問題について研究した論文として斎藤秀夫教授の「判決主文この問題について研究した論文として斎藤秀夫教授の「判決主文との問題について研究した論文として斎藤秀夫教授の「判決主文と既判力の範囲」(法学八巻四号、昭和一四年三五七頁以下)がある。ことは極めて特異由来することは異論のないことであるから、このことは極めて特異由来することは異論のないことである。

四一(六三九)

この論文以降この問題について詳論した本格的な論文を私はみるこ

役にも立たないと解する立場である。他は沿革を尋ねることが重要 は一つは一九九条一項の沿革を尋ねたところで法解釈にとつて何の がないとも考えられる。問題設定に実益が感じられないとする立場 題の設定が実益のないことでこれ以上議論する必要がないから議論 教授の論文が秀れていることを意味するものであろう。しかし、問 とができなかつた。このことはこの論文に付言する必要がないほど それ自体はあまり意味のあることではないと解する立場である。 定したのに対し、ドイツ法は実質的に規定したもので両者の関係は あり一九九条一項が直接ドイッ民訴法の規定を継受しなかつたこと 表裏の関係であるからドイツ法と一九九条一項とは実質的に同じで であるとしてもわが民訴法は既判力の客観的範囲につき形式的に規

法解釈の基礎の仕事と考えるべきである。このように解するならば **うかの制度の合理性を探究すべきであると思うからである。これが** 法解釈の最初の仕事であり、その上で現時点でそれが生かせるかど としても立法の沿革をたずね立法者の意図を正確に把握することは 意思こそが法解釈にとつて唯一の基準であるとする立場を採らない **う必要はない。しかし、いずれの立場にも賛成できない。立法者の** のいずれの立場でも沿革史の意義を全く否定することはできないと う重要問題に連なるので軽々に結論は出ないと思うが**、**解釈方法論 第一の立場を否定することになろう。このことは法解釈方法論とい

この二つの立場のいずれかに賛成するならば一九九条の沿革を問 法の過誤といわないまでも日本法の特殊性を理論上ことさら無視す 法の理論を直接日本法で生かすべきであるとする考えもあるし、立(6) それをもつて日本の立法の過誤と解してドイツ法を範にしてドイツ 立場に立つて日本法のドイツ法に対する特殊性を認めるとしても、 のことの表われであると考える方が自然であろう。もつとも、この 力の客観的範囲の一致がドイツ以上に強調されていることは実はこ を生じないと考える方が疑問であるし、日本では常に訴訟物と既判 れる。しかし条文の体裁や立脚している原理の違いが解釈上に差異 題である。とりわけ重要なのはなぜ、敢えて立法者はドイツ法を直(?) る考えもあろう。しかし、いずれにせよ立法者の意図を正確に理解 も問題なのはそれについてはもはや斎藤論文が答を出しているので 一 立法沿革を問うことが今日的にも重要であると判断したとして 立法沿革史は意味がないとする立場に組することはできない。 ことは考えてみる必要があろう。そういう意味で、今日ではもはや 表裏の関係であればかようなことは不必要であつた筈である。この 接の範にせず形式主義に基づく立法をしたのかということである。 の関係にあるとか、日本法は立法の過誤であると断定することは問 し、その合理性を探究することなしに、ドイツ法と日本法とは表裏 日本法について言及しているのは論文全体の三分の一程度である。 はないかという疑問がある。しかし、斎藤論文の主眼はドイツ民訴法 そもそも明治期に遡つてわが国の立法沿革を尋ねる場合に、直接に 三二二条(旧二九三条)のドイツでの議論の紹介とその評価であり、

第二のドイツ法との表裏一体論の立場が今日の一般的立場と思わ 母法の沿革を尋ねることは方法論としては正道である。今日では既

条が民訴法一九九条一項の故郷であると指摘した論文であつた。(9)し、ドイツ法を直接に移入しない民訴法一九九条一項の場合になぜし、ドイツ法を直接に移入しない民訴法一九九条一項の場合になぜし、ドイツ法を直接に移入しない民訴法一九九条一項の場合になぜし、ドイツ法を直接に移入しない民訴法一九九条一項の場合になぜし、ドイツ法を直接に移入しない民訴法一九九条一項の場合になぜもが国においてもドイツ普通法における既判力の客観的範囲に関

思える。第一に疑問なのはテッヒョド草案と旧民訴法二四四条の関

ての正しい認識が必要ではないかと思う。

あつたために、日本法の沿革については必ずしも十分でないように

しかし、既に述べたように斎藤論文の主眼はドイツ法の沿革史で

ボアソナード草案は旧民法証拠編七七条と比較すると正に正反対のボアソナード草案は旧民法証拠編七七条と比較すると正に正反対のいわれている。そしてさらに重要なことは斎藤教授の研究によれば明治二一年九月二〇日に着手し翌二二年三月二日に完成させたとは明治二一年九月二〇日に着手し翌二二年三月二日に完成させたとは明治二一年九月二〇日に着手し翌二二年三月二日に完成させたといわれている。そしてさらに重要なことは斎藤教授の研究によれば明治二一年九月二〇日に着手し翌二二年三月二日に完成させたといわれている。そしてさらに重要なことは斎藤教授の研究によればいわれている。そしてさらに重要なことは斎藤教授の研究によればいわれている。そしてさらに重要なことは斎藤教授の研究によればいわれている。そしてさらに重要なことは斎藤教授の研究によればいわれている。そしてさらに重要なことは斎藤教授の研究によればいわれている。そしてさらに重要なことは斎藤教授の研究によればいわれている。そしてさらに重要なことは斎藤教授の研究によればいわれている。そしてさらに重要なことは斎藤教授の研究によればいわれている。そしてさらに重要なことは斎藤教授の研究によればいわれている。そしてさらに重要なことは斎藤教授の研究によればいわれている。

れたことが正しいとしても、受け入れる立場の民訴法の状況についれたことが正しいとしても、受け入れる立場の民訴法の状況についがあることは、旧民訴法は無批判的に旧民法の規定を受け入れたのがあることは、旧民訴法は無批判的に旧民法の規定を受け入れたのがあることは、旧民訴法は無批判的に旧民法の規定を受け入れたのがあることを物語るものであろう。つまり旧民法の規定を受け入れたのがあることを物語るものであろう。つまり旧民法の規定を受け入れたのがあることを物語るものであろう。つまり旧民法の規定を受け入れたの地間関係は、いるのには、いるの民訴法の状況についれたことが正しいとしても、受け入れる立場の民訴法の状況についれたことが正しいとしても、受け入れる立場の民訴法の状況についれたことが正しいとしても、受け入れる立場の民訴法の状況についれたことが正している。

由と立法理由とを同一視した上でそれらを資料によつてではなく推由と立法理由とを同一視した上でそれらを資料によつてではなく推動と立法理由とを同一視した上でそれらを資料によってではなく推動と立法理由とを記れているのであると批判することが可能であり、合理的だと思ふ」と述べているのであると推測することが可能であり、合理的だと思ふ」と述べている(三五九頁)。つまり斎藤論文ではボアソナード草案が旧民法証拠論七七条にならなかつたという事実を草案の条文と正文の条文とのだという手法がとられているのである。そして草案が旧民法証拠に上、方の問題点は旧民法証拠編七七条に旧民訴法二四四条が由来するという手法がとられているのである。そして草案が否定された理るという手法がとられているのである。そして草案が否定された理るという手法がとられているのである。そして草案が否定された理るという手法がとられているのである。そして草案が否定された理るという手法がとられているのである。そして草案が否定された理るという手法がとられているのである。そして草案が否定された理るという手法がとられているのである。そして草案が否定された理るという手法がとられているのである。そして草案が否定された理るという。

条文であつたということである。とすると、

テッヒョー草案がはる

ることのできた点は評価されてよいのではないかと思う (第三章のいかと思う。特に旧民法理由書から七七条の立法理由を明らかにすよつて斉藤論文の前記の七七条に関する推測を補足できるのではななつて斉藤論文の前記の七七条に関する推測を補足できるのではなまつて斉藤論文の前記の七七条に関する推測を補足できるのではないかと思う、第三年の資料にある。立法理由書による裏づけや、測によつて明らかにしているのである。立法理由書による裏づけや、

三 本稿はこのように斎藤論文に対する若干の疑問を出発点として、いくつかの資料に基づいてこれら疑問に対しての答をみつけて、いくつかの資料に基づいてこれら疑問に対しての答をみつけてみようとするものである。勿論、資料収集と資料の解釈については本稿や斎藤論文とは別の見解を発表する論文、あるいは本稿の問題を出発して、からない。本稿を充勝論文とは別の見解を発表する論文、あるいは本稿の問題をおい。本稿を斎藤論文とは別の見解を発表する論文、あるいは本稿の問題本稿や斎藤論文とは別の見解を発表する論文、あるいは本稿の問題本稿や斎藤論文とは別の見解を発表する論文、あるいは本稿の問題本稿や斎藤論文とは別の見解を発表する論文、あるいは本稿の問題本稿や斎藤論文とは別の見解を発表する論文、あるいは本稿の問題を出発に入いている。本稿は正にこのようなこと文等が発表されることを期待している。本稿は正にこのようなこと文等が発表されることを期待している。本稿は正にこのようなこと文等が発表されることを期待している。本稿は正にこのようなこと文等が発表されることを期待している。本稿は正にこのようなこと文等が発表されることを期待している。本稿は正にこのようなこと

考察してみる。第三はこれらのことを考慮して旧民訴法二四四条、いて考察してみる。第二は旧民法証拠編七七条の成立過程についてる。第一にテッヒョー草案三九一条と旧民訴法二四四条の関係につ本稿は既述の疑問に対する答という意味で次のような 構 成 をと

の切つ掛けになればと思い、不十分さを省みず発表するに他ならな

こと、旧民法関係の資料については池田真朗専任講師の有益な御助本稿を発表するにあたつて伊東乾教授から有益な御助言を戴いたようと思う。

言と御協力を戴いたことを記し、伊東教授、池田氏に心からお礼申

し上げるしだいである。

- (1) 司法省編纂・民事訴訟法中改正法律案理由書一〇七頁以下は「本条へ判決」既判力ヲ定メタル規定ニシテ本条第一項へ現行法第二百四十四条ト同趣旨ナリ」と述べている。また民事訴訟法改正調査委員会速記録七一七頁(大正一二年二月六日第三六回の記録の部分)で松岡義正氏は起草委員の作成した法文三二二条一項(現行法一九九条一項と同文)につき「現行法の二百四十四条に当る所でありまして之に文字に修正を施しまして確定力を有すと云ふことを既判力を有す、斯ら改めたのであります、其趣旨は現行法と異なる所はない」と説明している。ります、其趣旨は現行法と異なる所はない」と説明している。ります、其趣旨は現行法と異なる所はない」と説明している。ります、其趣旨は現行法と異なる所はない」と説明している。ります、其趣旨は現行法と異なる所はない」と説明している。ります、其趣旨は現行法と異なる所はない」と説明している。ります、其趣旨は現行法と異なる所はない」と説明している。ります、其趣旨は現行法と異なる所はない」と説明している。ります、其趣目は、対策を表別の言い、対策を表別である。
- (2) 現行ドイツ民訴法三二二条(旧二九三条)一項の条文は本稿第五章の二の②参照。
- て言及され旧民訴法二四四条に至るまでの経過が述べられており、博士九八頁以下はテッヒョー草案、旧民法草案、同註釈、旧民法正文につい九八頁以下はテッヒョー草案、旧民法草案、同註釈、旧民法正文につい九八頁以下はテッヒョー草案、旧民法草案、同註釈、旧民法正文につい九八頁以下はテッヒョー草案、旧民法草案、同註釈、旧民法二九九条一九八頁以下はテッヒョンをいてわが民訴法一九九条一代言及され旧民訴法一四四条に至るまでの経過が述べられており、博士で言及され旧民訴法一四四条に至るまでの経過が述べられており、博士

は日本法のこの独自の沿革のもつ意味を強調される(序文においても特性の未れ以前の「裁判の理論構造」(昭和三四年)という論文の中で博士のそれ以前の「裁判の理論構造」(昭和三四年)という論文の中で博士のそれ以前の「裁判の理論構造」(昭和三四年)という論文の中で注として博士はこの問題について斎藤論文が詳細である旨の記述をして港として博士はこの問題について斎藤論文が詳細である旨の記述をして注として博士はこの問題について斎藤論文が詳細である旨の記述をしてはこの講義録音を中村論文と略記する。

- 判力の客観的範囲」民訴法の争点二六六頁等。る。例えば三ヶ月・民訴法(法律学全集)一二一頁注一、小室直人「既(4) ドイツ法とは表裏の関係であるとする理解が今日でも一 般 的 で あ
- (5) 新堂幸司「訴訟物概念の役割―最近の最高裁判決を手がかりとして(5) 新堂幸司「訴訟物概念の役割―最近の最高裁判決を手がかりとしての②参照)に由来するのであろうかと述べている。わが国の新訴訟物論への批判が既判力の範囲と訴訟物との不一致に向けられ、わが国の新説はの批判が既判力の範囲と訴訟物との不一致に向けられ、わが国の新説はの世とごとく両者の一致を説いてこれに答えたことは周知のとである。ことごとく両者の一致を説いてこれに答えたことは周知の本と遮断効の範しとで必要にある。
- 戯である、と説く。 性の探究なくして単に制度を批判しての解釈論は恣意であり立法論は悪性の探究なくして単に制度を批判しての解釈論は恣意であり立法論は悪はの事がある。
- 沿革についてわが国において初めて詳細に報告し、そこでの問題点を明頁以下。 民訴雑誌二五号二三六頁以下)。 なおドイツ民訴法三二二条の巻四号七一○頁以下、南山法学一巻二号一二五頁以下、同二巻二号六七巻四号七一○頁以下、南山法学一巻二号一二五頁以下、同二巻二号六七〇巻の号れた研究がある(例えば民商法六九〇巻)

おこう」と明確に留保している。 法第一九一条の歴史的立法者の意図がどこにあつたかの探索はしばらく法第一九一条の歴史的立法者の意図がどこにあつたかの探索はしばらく法第一九一条の歴史――『請求権』概らかにした霜島甲一「ドイツ民事訴訟法三二二条の前史──『請求権』概

(9) 教授はこの点について「云ふまでもなく、旧民法は、フランス人の(9) 教授はこの点について「云ふまでもなく、旧民法に、カランス式の条文の混入してゐるとを暗示するものに外ならない。然し右の如き一般的立言はこの特殊部分に於ても正確に妥当するない。然し右の如き一般的立言はこの特殊部分に於ても正確に妥当するない。然し右の如き一般的立言はこの特殊部分に於ても正確に妥当するない。然し右の如き一般的立言はこの特殊部分に於ても正確に妥当するない。然し右の如き一般的立言はこの特殊部分に於ても正確に妥当するない。然し右の如き一般的立言はこの特殊部分に於ても正確に妥当するない。然し右の如き一般的立言はこの特殊部分に於ても正確に妥当するものであらうか。成程旧民法証拠編第七七条には『既判力へ判決主文ニ包含スルモノニ存ス』とあるが、不思議にもボッソナード起稿の民法草室は之と全く反対であつた。」と述べている(三五八頁)。これでは旧民法、フランス人の(第一)教授はこの点について「云ふまでもなく、旧民法は、フランス人の(第一)教授はこのに知らいて、「日本社会」と述べている(三五八頁)。

(三六○頁)。 (三六○頁)。 (三六○頁)。 (三六○頁)。 (第七七条)を踏襲したのは、何故であつたらうか。」とも述べているに、直接にフランス訴訟法の学説判例に由来する我旧民法証拠編の規定に、直接にフランス訴訟法の学説判例に由来する我旧民法証拠編の規定に、第七七条)を踏襲したのは、何故であつたらうか。」とも述べている(第七七条)を踏襲したのは、何故であつたらうか。」とも述べている(第七七条)を踏襲したのは、何故であつたらうか。」とも述べている。

証拠編第七十七条ノ規定ニ基キ判決確定力ノ範囲ヲ示シタルモノナリ」治三六年)、五八四頁は旧民訴法二四四条につき、「本条ノ規定ハ旧民法治三六年)、五八四頁は旧民訴法二四四条につき、「本条ノ規定ハ旧民法 明十十・論文(前注3参照)は旧民法に基づくと断言している。

- (1) 対久保泰甫「日本近代法の父ボアソナアド」(岩波新書)一五二頁。 大久保教授は法務図書館貴重書に根拠を求めている(一九九頁付註4)。
- (3) テッヒョー草案については本稿第二章の一あるいは第五章の二の③
- 題は大方解決されることと思われる。 としている。もしこのような資料があればそれを明らかにすることで問としている。もしこのような資料があればそれを明らかにすることを前提としている。もしこのようであるが、本稿も旧民訴法二四四条についてその成

年〕一五頁以下)。

四条の関係について 一 テッヒョー草案三九一条と旧民訴法二四

は次のようにこの間の事情を述べている。の関係について斎藤論文は触れるところがない。もつとも斎藤教授の関係について斎藤論文は触れるところがない。もつとも斎藤教授 テッヒョー草案と民訴法二四四条 (あるいは現行法一九九条一項)

法学一一巻二号〔昭和五二年〕一五頁以下=民事訴訟の基本問題〔昭和五四料について次のように述べている(「判決主文ニ包含スルモノ」亜細亜案三九一条の関係とテッヒョー草案三九一条の言葉の基になつた資をころで高根義三郎博士は現行民訴法一九九条一項とテッヒョー草の違いが述べられていてこの間の経違についてふれられていない。の違いが述べられていてこの間の経違についてふれられていない。

民訴一九九条一項は、「確定判決ハ主文ニ包含スルモノニ限リ既判力 ヲ有ス」と定めた。「主文ニ包含スルモノ」とは、なにか。 一八八六年、ドイツ人テッヒョーは、日本のため、民事訴訟法草案を書いた。Entwurf einer Civilprozessordnung für Japan (Ueber-setzung), Tokio im 19: Jahre Meiji (1886) が、それである。テッヒョーは、その当時、行われていたドイツ民事訴訟にならつて、この草案を作つた。一八七七年に、このドイツの法律ができた。この草案を作つた。一八七七年に、このドイツの法律ができた。 この草案を作った。一八七七年に、このドイツの法律ができた。 この草案で作った。一八七七年に、このドイツの法律ができた。 しかし、一八七七年のドイッ民事訴訟法二九三条一項には、 Urteile とかし、一八七七年のドイッ民事訴訟法二九三条一項には、 Urteile とないといる。

しかし、一八七七年のドイッ民事訴訟法二九三条一項には、 Urteile sind der Rechtskraft nur insoweit fähig, als über den durch die Klage…erhobenen Anspruch entschieden istとなつている。 この規定は、一九〇〇年のドイッ法三二二条一項に、 Urteile sind der Rechtskraft nur insoweit fähig, als über den durch die Klage…erhobenen Anspruch entschieden ist となつている。 一八七七年の法律と全く同じである。

ゾイフェルトが書いた『民事訴訟法』一八七九年の初版三五七ページ

テッヒョーは、一八七七年の法律のなかの言葉を、この判決のなかのいう言葉がある。それは、一八四八年にでた、判決のなかの言葉である。に、die in dem Tenor des Urteils enthaltene Entscheidungと

説明でおきかえたのであろうか。

民訴法三二二条の単なる説明のために書かれたのか、それとも旧民民訴法三二二条の単なる説明のために書かれたのか、それとも旧民大家一項はテッヒョーが一八七七年のドイツ民訴法を一八四八年にたちなると前に述べた旧民訴法二四四条は旧民法証拠編七七条によるものとする説との関連はどうなるのかという問題が生じる。つまり単純に図式化すると旧民訴法二四四条は旧民法証拠編七七条によるものとする説との関連はどうなるのかという問題が生じる。つまり単純に図式化すると旧民訴法二四四条は旧民法証拠編七七条によるものとする説との関連はどうなるのかという問題が生じる。つまり単純に図式化すると旧民訴法二四四条は日本によるに表している。

法証拠篇七七条に由来するものかということである。

ことから明らかである。つまり表現上の差異に過ぎないが確定力とり、旧民法の規定は「既判力ハ主文ニ包含スルモノニ存ス」である旧民訴法は「判決ハ其主文ニ包含スルモノニ限リ確定力ヲ有ス」であ旧民法の規定が直接旧民訴法二四四条になつたのではないことは

民訴法一九九条一項の沿革について

いうものであり、旧民訴法二四四条と異なるからである。 いうものであり、旧民訴法二四四条と異なるからである。もし旧民訴既判力の違い、あるいは「限リ」の有無がこれである。もし旧民訴に由来するならばかかる表現上の差異を生だの規定が直接に旧民法に由来するならばかかる表現上の差異を生たとも明らかである。前記高根博士の引用したテッヒョー草案に相当とも明らかである。前記高根博士の引用したテッヒョー草案に相当とも明らかである。前記高根博士の引用したテッヒョー草案に相当とも明らかである。前記高根博士の引用したテッヒョー草案に相当とも明らかである。前記高根博士の引用したテッヒョー草案に相当を上述している。

がある(民再ノ四九丁)。二四三条と二四四条の間である。 あるが、「民事訴訟再調査案」(学術振興会謄写資料)の中に次の一文 (Se)

旧第三百九十一条、第二百四十三条ノ乙

定ノモノ為事得
定ノモノ為事得

と思う。また条文の二四三条ノ乙という数字と旧民訴法二四四条とれた日であるが、前後の記録からみて明治二一年九月二八日のようれた日であるが、前後の記録からみて明治二一年九月二八日のようである。してみるとこれ以降に民法との調整が問題となり、旧民法である。してみるとこれ以降に民法との調整が問題となり、旧民法である。これが書かれたしてこの頭注として「民法ト抵触ニ付仮定」とある。これが書かと思う。また条文の二四三条ノ乙という数字と旧民訴法二四四条とと思う。また条文の二四三条ノ乙という数字と旧民訴法二四四条と

それほどの大きな差は感じられないのである。える方が自然ではないだろうかと思う。また内容的には両者の間にいう数字をみてみるとこの規定こそが旧民訴法二四四条の原型と考

三 次に問題になるのはテッヒョー草案三九一条の由来である。ドニ 次に問題になるのはテッヒョー草案三九一条の由来である。ドイツ法とどういう関係があるかである。高根博士の言われるようにイツ法とどういう関係があるかである。高根博士の言われるようにイツ法とどういう関係があるかである。高根博士の言われるように

『料)の中に興味ある一文がある(民訴四ノ三ノ一九丁)。

更ニ必要ノ場合ヲ見ス故ニ之ヲ削除シタリ以下ニ於テ尚ホ其理由ニ及フモノト為スハ法理ニ於テ穏カナラス且ツ以下ニ於テ尚ホ其理由ニ及フモノト為スハ法理ニ於テ穏カナラス且ツ[四]

其事実及ヒ理由ニ及フコトナキモノトス

ニ於テ修正ハ之ニ依り其事実ノ字ヲ加ヘタリニ質議セシニ原案者云フ是レ事実モ共ニ包含スルノ字ヲ用ヒタリト是ニ質議セシニ原案者云フ是レ事実モ共ニ包含スルノ字ヲ用ヒタリト是

弁駁ヲ以テ申立タル反対要求ノ存否ニ付テノ裁決ハ差引計算ヲナスシタル部分ニ限リ確定力ヲ有スルモノトス第二百九十三条 判決ハ訴訟又ハ反訴ヲ以テ申立タル請求ニ付キ裁決

ヘキ額マテニ限リ確定力ヲ有スルモノトス

ているのではないかと思う。それではなぜそうしたかというとドを示すものではないかと思う。それではなぜそうしたかというとドンにある。但書の削除にあたつて「法理ニ於テ穏カナラス且ツ更ニ必要ノ場合ヲ見ス」と断言していることがこのことを物語ろう。即ち、この記述は、立法者がどの程度にドイツ法上の論争を、意識したかは別にしても、意識的に論理的意味での判決理由に既判力を認めない趣旨をより明らかにしそれを徹底する意味で、場所的意味のめない趣旨をより明らかにしそれを徹底する意味で、場所的意味のめない趣旨をより明らかにしそれを徹底する意味で、場所的意味のおい趣旨をより明らかにしそれを徹底する意味で、場所的意味のおい趣旨をより明らかにしているの地方に関する形といる。といるのではないかと思う。それではなぜそうしたかというとドイツにおける既判力の範囲の問題についての規定の仕方に関する形とである。

が、この規定はまさにこのことを物語るものであろう。つまりテッ 不行為ヲ判決(主)文ニ示スヘキモノトス」 旨の規定を指摘している(タイ) 法者はテッヒョー草案において形式主義を完全な型で開花させたの 争が尾をひいている状況と関係があると思う。これを解消させるた(タス) 及フコトナキモノトス」とは斎藤教授によれば実質的問題について でなし、それに既判力が生じるという公式を法文によつて確立した シ、又被告ノ敗訴ノ場合ニ於テハ、被告ノ責ニ帰ス可キ行為若クハ 場合ニ於テハ、其不当ナル請求ヲ判決(主)文 (Urtheilsformel)ニ示 ト為シ、又ハ被告ヲ敗訴ト為スヲ以テ足レリトセス、其請求不当ノ 草案三九一条に先立つ三七六条の「判決言渡へ原告ノ請求ヲ不当 ではなかろうかと思う。形式主義ということで中村博士はテッヒョ を利用しつつそれへの改良を志向するのが常である例にもれず、立 込まなかつたのではないかと思う。そして新立法の多くは既存の法 イツ連邦民訴法草案三五九条一項をそのままテッヒョー草案に持ち 二九三条(現行三二二条)の一項やそれの基になつたと思われる北ド 都合の良い解釈がなされるような型で処理されたため立法後にも論 とと関係しない」の削除という型で、ドイツ民訴法上はいわば形式 草案三項「既判力は既判力を生じうる裁判が判決主文に記されるこ ものとみることができよう。そこでテッヒョー草案でいう「理由 ヒョー草案ではドイツ法以上に、訴訟物についての判断は判決主文 めに、より一層徹底した形式主義を宣言する意味でドイツ民訴法旧 主義が勝利したにもかかわらず、条文の削除というどちらの側にも 式主義か実質主義かの論争に関係があると思う。即ちドイツ民訴法

ある。第一章の二で指摘した仏法の流れを無視することはできないョー草案がストレートに旧民訴法の二四四条にならなかつたことでれにせよ、ここにおいて注意すべきことは既に述べたようにテッヒの欄の既判力を否定したという形式的規定ではないかと思う。いずの規定と解しているが(本章一の冒頭参照)、形式的にも 判決の理由の規定と解しているが(本章一の冒頭参照)、形式的にも 判決の理由

のである。

資料が兼子論文七頁でいう民事訴訟法再調査案に該当するのか不明であている。 学術振興会謄写資料「民事訴訟法再調査案に該当するのか不明であて、
立二示シタル判決ニ止マリ、其理由ニ及フコトナキモノトス」とのことである。中村論文(注3) 九八頁は「確定判決ノ効力へ判決(主)のことである。中村論文(注3) 九八頁は「確定判決ノ効力へ判決(主)のことである。中村論文(注3) 九八頁は「確定判決ノ効力へ判決(主)のことである。中村論文(注3) 九八頁は「確定判決ノ効力へ判決(主)のことである。中村論文(注3) 九八頁は「確定判決ノ効力へ判決(主)のことである。中村論文(注3) 九八頁は「確定判決ノ効力へ判決(主)のことである。中村論文(注3) 九八頁は「確定判決ノ効力へ判決(主)のことである。文ニ示シタル判決ニ止マリ、其理由ニ及フコトナキモノトス」である。文ニ示シタル判決を正すり、日本のには兼子に、日本のである。文書のか不明である。文書の表表の表表の表表の表表の表表に、「一」による(民訴草一ノ八一三頁以下、
本文の年)
カーニョ以下、
本文の年)
カーエー・
本文の年)
カーエー・
カーエー・

なおこれ以前の資料として学術振興会謄写資料の中に「民事訴訟法草案」がある。これらによれば当初民法と抵触する故に「削除」という意見(民訴草二ノ一四五丁、民訴意ノ二六丁)が「未定」となりという意見(民訴草二ノ一四五丁、民訴意ノ二六丁)が「未定」となりという意見(民訴草二ノ一四五丁、民訴意ノ二六丁)が「未定」となりにいる。

明である。兼子博士によれば明治一八年七月テッヒョーはテッヒョー訴(吖) 兼子・前掲書六頁でいう委員修正訴訟規則に該当する資料か否か不

顕義司法大臣に提出し其の任務を終えたとのことである。正訴訟規則が出来、かくてテッヒョーは明治一九年六月独文草案を山田九年六月頃までに約一六○回の会議を重ねて第三読会を終了して委員修之を三好退蔵を長とする民事訴訟法取調委員会で明一八年九月から翌一訟規則修正原按を完成させ、これを邦訳して訴訟規則ができた。そして訟規則修正原按を完成させ、これを邦訳して訴訟規則ができた。そして

(18) テッヒョーが草案を作成するにあたつては一八七七年(明治十年)のドイツ民訴法にのつとり各部においてはブロシア実施条例および法律または一八六七年(慶応三年)のオーストリア訴訟法草案およびその他または一八六七年(慶応三年)のオーストリア訴訟法草案およびその他の法律または一八六八年(明治元年)のヴュルテンベルク訴訟法等をもつて模範としたものであるといわれている(石井・前掲書四一七百、兼つて模範としたものであるといわれている(石井・前掲書四一七百、兼つて模範としたものであるといわれている(石井・前掲書四一七百、兼つて模範としたものであるといわれている(石井・前掲書四一七百、兼つ、神場三八三条はドイツには北ドイツ連邦草案三五九条二項にうけつがク法三八三条はドイツでは北ドイツ連邦草案三五九条二項にうけつがれ、これもドイツ民訴法では採用されなかつたのである。なおオーストリア法はドイツ、草案と作成するにあたつては一八七七年(明治十年)リア法はドイツ、大田のでは北下イツ法と「中国である」といいた。

寒汚のために次に掲げる。 参考のために次に掲げる。 参考のために次に掲げる。

北ドイツ連邦草案三五九条(一八七〇年』明治三年)

Entwurf einer Civilprozeßordnung für den Norddeutschen Bund, Berlin, 1870.

Die in dem Rechtsstreite erlassene Urtheile sind der

Rechtskraft nur insoweit fähig, als über den durch die Klage oder durch die Widerklage erhobenen Anspruch entschieden ist.

Entscheidungsgründe sind der Rechtskraft nicht fähig, unbeschadet ihrer Bedeutung für die Feststellung des Sinnes und des Umfanges der Entscheidung.

Die Entscheidung über das Bestehen oder Nichtbestehen einer zum Zweck der Kompensation geltend gemachten Gegenforderung ist der Rechtskraft fähig, jedoch nur bis zur Höhe desjenigen Betrags, mit welchem kompensirt werden soll.

Der Eintritt der Rechtskraft ist nicht davon abhängig, daß die der Rectskraft fähige Entscheidung in die Urtheilsformel aufgenommen ist.

付き意義を有することを妨げない。 二項 判決理由は既判力を有しない。但し裁判の意義及び範囲の確定に

平ではい。 系しない。

なお当時のドイツにおける既判力の客観的範囲の問題についての立なお当時のドイツにおける既判力の客観的範囲の問題についての立法、学説、判例の状況の概要については Kerameus, Die Rechtskraftwirkung der Entscheidungsgründe nach gemeinem und partikularem Recht, AcP 167, Heft 3. S. 241ff.

(19) 霜島論文一一七頁以下が強調する区別である。

のことを明らかにしたワッハのVorträge über die Reichs-Civil-張したのは有名で、戦前の我が国の体系書等に広く紹介されている。こされている。特にワッハは既判力を判決主文に制限しないとの見解を主されている。特にワッハは既判力を判決主文に制限しないとの見解を主のことを明らかにしたの間の事情が記(2) 霜島論文一一七頁以下、斎藤論文三六一頁以下にこの間の事情が記(2)

processordnung, S. 108ff. 版されている。 は既に一八七九年(明治一二年)に出

21 中村論文九八頁参照。三七六条の独文は次の通りである

im Falle der Verurtheilung die Leistung, Handlung, befunden wird, in der Urtheilsformel bestimmt zu be-Duldung oder Unterlassung, deren der Verklagte schuldig mehr im Falle der Abweisung der abgewiesene Anspruch, dem Klageantrage gemäss zu verurtheilen sei; es ist vielmit der erhobenen Klage abzuweisen oder der Verklagte Art. 376. Es genügt nicht der Ausspruch, dass der Kläger

なお学術振興会版「民事訴訟法草案其ノ一」によれば次の通りである (民訴草一ノ七九)。

三七六条 裁判言渡ハ原告ノ起シタル訴ヲ却下スヘキコト又ハ訴ノ申立 スへキ給付、行為、寛仮又ハ不行為ヲ判決式文ニ明確ニ表示スルコトヲ ニ於テハ却下セラレタル請求ヲ又判決言渡ノ場合ニ於テハ被告ノ資ニ帰 ニ因リ被告ノ敗訴ヲ判決スルコトノミヲ以テ足レリトセス其却下ノ場合

\equiv 旧民法証拠編七七条の立法の経緯とその 立法理由について

う説を採つたとしても旧民法の規定が重要であるということまで否 らかにされなければならない。仮に旧民法に直接に由来しないとい 正しいのであれば当然に旧民法のこの規定の成立の過程と趣旨が明 定する訳ではない。既に述べたような旧民法に由来する説の根拠で 旧民訴法二四四条が旧民法証拠編七七条に由来するという説が

> 成立の過程と立法理由を探究してみようと思う。 的に明らかであるからである。そこで以下では旧民法のこの規定の からして旧民訴二四四系は旧民法の規定の影響を受けたことは客観 の立法の作業状況や旧民訴法二四四系と旧民法の規定の法文の比較 ある立法に参画した人の発言が仮になされなかつたとしても、当時

で次のように規定していた。 (32) ボアソナードの草案は既判力の範囲についてはその一四二一条

à l'objet, à la cause, aux qualités des parties et aux preuves du litige. de fait et de droit pertinents et concluants, relativement tout ce qu'ils reconnaissent et déclarent quant aux points au dispositif du jugement, mais encore à ses motifs pour L'autorité de la chose jugée est attachée non seulement

既判力ハ判決主文ノミナラズ、目的物、 拠ニ関スル正当且明確ナル事実及ビ権利ヲ承認シ宣言スル判決理由ニモ 原因、当事者ノ資格及ビ争ノ証

第五編」(刊行年不詳)の千九百二十一条は次の通りである(四六一頁)。 この日本語訳であるボアソナード氏起稿「再閲修正民法草案註釈 追認シ且認定スル総テノ事ニ付テハ其理由ニモ亦附看ス 原由、当事者ノ資格及ヒ争ノ証拠ニ関シテ且確実ナル事実及ヒ権利ヲ 被判事物ノ力ハ判決ノ主文ニ附着スルノミナラス判決ノ理由中目的物

言うことができよう。 ボアソナードはその理由を詳論するが、要約すれば以下のように

否は判断できず上級審が下級審を監督するという点から判決理由は 上訴制度を考えると理由が存在なしいと上級審は当該判決の当

1

重要である。

から判決理由は重要である。
② 判決主文で何が判断されたかは判決理由をみないとわからない

由ニ此効力ナシト言ハサルに如カス」と述べ、そして註釈の最後をある。彼はこの点については註釈の冒頭で「人常ニ曰ク被判事物ノカハ判決ノ主文ニノミ其理由ニ此効力ヲ附セサルニ至リ寧ロ初ヨリ理方が変別が高については註釈の冒頭で「人常ニ曰ク被判事物ノカハ判決ノ主文ニノミ其理由ニ年セスト然レモ直チニ此制限ヲ緩和カハ判決ノ主文ニクにするためには判決理由が重要な役割を演じるといできる。彼はこの点については註釈の冒頭で「人常ニ曰ク被判事物ノカハ判決ノ主文の方法をであるとの見解を主張したものとみることができる。彼はこの点については註釈の冒頭で「人常ニロク被判事物ノカハ判決ノ主文の方法と述べ、そして註釈の最後をおい、入り、と述べ、そして註釈の最後をは、対し、と述べ、そして註釈の最後を由ニ此効力ナシト言ハサルに如カス」と述べ、そして註釈の最後を由ニ此効力ナシト言ハサルに如カス」と述べ、そして註釈の最後を由ニ此効力ナシト言ハサルに如カス」と述べ、そして註釈の最後を由ニ此効力テジャに有力を認めることが有益である。

らかである。 (3) に対し、 (3) に対し、 (3) に対し、 (3) に対し、 (3) に対し、 (3) に対し、 (4) に対し、 (4) に対し、 (5) に対し、 (6) に対し、 (6) に対し、 (7) に対し、 (7)

「若シ吾人ヲシテ十分ニ吾人ノ意見ヲ述フルヿヲ得セシメ仮令其説

議の記録であるが、その中にこの問題についての議論をみることが料)の第四○回の記録がある。これは明治二一年一二月一九日の会の資料として 「民法証拠篇再調査按議事筆記第一巻」(学術振興会資しかし、この彼の案は採用されなかつた。その理由を知るひとつ

うことができよう。 斎藤論文等で明らかにされているので以下の記述が本稿の特色といが立法において採用されなかつたという事実については既述の通りできる(民再九/一二〇丁以下)。なおボアソナード草案の内容とそれ

カ主張シタル権利ノ原因又ハ其原因ノ欠缺ニ出ツルトキハ其理由ニモ第千四百二十条 既判力ハ判決ノ式文ニ附着スルノミナラス判決ノ理由

亦附着ス

悪ルイ 主文コソ判決ヲ持タセテ宜シイ理由ニ判決ヲ持タシテハ甚タ

(箕作) 理由ニ判決ノ効力ヲ持タセルト云フノハ大変悪ルイ此条ヲ丸

ノト御座イマスカラ御削リヲ願ヒマス(今村信) 訴訟法ノ乙四百十三条ニアリマス判決ノ式文ニ附着スルモ(南部) 主文ニノミ附着ス丈ケヲ置キタイ

(南部) アツテモ云フテ置イテ差支ナイ

(栗塚) 判決ノ主文ノミニ存スト致シマショウ

(寸田) 十八条ノ盾放射(松岡) 質問ニハ及バン(大尾崎) 質問スルカ

(栗塚) 看做スデ宜シウ御座イマス

由ヲ削リマシタガ理由ヲ削ツテ主文バカリ存シテハ可笑シクハアリマ因ヲ云ヒ二十一条デ資格ノコトヲ云フ所ニ元トノ千四百二十九条ハ理(箕作) 千四百十七条ノ第一ノ目的ノコトヲ十八条デ云ヒ十九条デ原

(南部) 外ニ入レル所ガアリマセン

(北畠) 千四百十四条ト十五条ノ間ニスレ、バ宜シイ

(箕作) 十五条ノ次ニ置イテ差支ナイ

イマショウ(栗塚) 之ハ千四百十三条ト千四百十四条ノ間へ入レルガ宜シウ御座

,

(箕作) 之ハ極大事ノコトダ

ハナラン既判力カ真正ト推定セラル、ノハ大切ノコトダ(南部) 十三条ハ推定ノ大体ヲ云フ既判力ハ真正ト云フコトガナケレ

ナイカ (箕作) 目的原因権利上ノ資格ト云フ所へ之ヲ入レルノハ可笑シクハ

(北畠) 既判力ヲ濫用シテハナランカラ初メニ入レテ宜シイ

(村田) 十四条へ入レルコトハ出来マイカ

十三条ノ次へ入レテ宜シイ

(大尾崎)

(松岡) 独立サセルガ宜シイ

(栗塚) 十三条ノニトシテ置ケバ宜シウ御座イマショウ

ニートンテ重しスレコトニ央ス 本条ハ左ノ如ク修正ノ上第千四百十三条ノ本条ハ左ノ如ク修正ノ上第千四百十三条ノ次キへ「第千四百十三条ノ

11」トシテ挿入スルコトニ決ス

既判力ハ判決ノ主文ノミニ存ス

ら、本記録での議論が旧民法正文決定に非常に重要な役割を演じたち、本記録での議論が旧民法正文に得られた結論のひとつである草案の修正案の内言えること(つまりここでいう千四十三条とは旧民法証拠編七六条である)かること(つまりここでいう千四十三条とは旧民法証拠編七六条である)かること(つまりここでいう千四十三条とは旧民法証拠編七六条である)かること(つまりここである本条の証拠編上における体系的位置が旧民法正文と符合することができる。第一にこの記録の中からいくつかのこと読みとることができる。第一にこの記録の中からいくつかのこと読みとることができる。第一にこの記録の中からいくつかのこと読みとることができる。第一にこの記録の中からいくつかのこと読みとることができる。第一にこの記録の中からいくつかのこと読みとることができる。第一にこの記録の中からいくつかのことに表示している。

をみることができることである。そしてその上に立つて第二に言えとみることができることである。そしてその上に立つて第二に言えとなることができることである。そしてその上に立つて第二に言えとみることができることである。そしてその上に立つて第二に言えとみることができることである。そしてその上に立つて第二に言えとみることができることである。そしてその上に立つて第二に言えとみることができることである。そしてその上に立つて第二に言えとみることができることである。そしてその上に立つて第二に言えとみることができることである。そしてその上に立つて第二に言えとみることができることである。そしてその上に立つて第二に言えとみることができることである。

とを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。わが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。おが議論がおそらくそれを助けるでとを治癒しなければならない。

民訴法一九九条一項の沿革について

を明らかにするために次に旧民法理由書をみる必要がある。

定され、それによつて未公刊となつたとのことである。とのことである。そして明治二五年一一月に旧民法の施行延期が決原本の方があたかも日本語をフランス語に翻訳した型をとつているである。日本法の理由書である故に日本語の方が原本であり、仏文

第七十七条

所ハ原告ヲ以テ其所有者ニ非サルモノト判決シタリト仮定スヘシ此場合 (紹) ヲ判決シタル場合ニ於テ若シ如何ナル理由ニ依テ請求又ハ抗弁カ採用セ 然ラサルコト若クハ或人ニ対シ債権ヲ有スルコト又ハ之ヲ有セサルコト 及ヒ既判力ノ存スル耶ヲ知ルハ屢々主文ニ非スシテ却テ其理由ニ依ラサ(恕) (お) にいた 正正文ハ屢其理由ト分ツコトヲ得サルモノナリ実ニ判決ノ如何 ヲ認メ以テ前記ノ排斥ヲ寬ナラシムルコトヲ要ス 之ヲ換言スルトキハ判決ノ理由ニハ既判力存スルコトナシト云フニ殆ン 却シタルトキト雖氏之カ為メニ焉ンソ同一ノ金員ヲ売買代金トシテ請求 タルコトヲ得ヘシ然ルニ受遺者トシテ更ニ其回復ヲ請求スルコトヲ得ス 今原告カ買主タルコトヲ理由トシテ或ル物件ノ回復ヲ請求シタルニ裁判 ラレ若クハ棄却セラレタルヤヲ知ラスンハ為ンソ当事者ノ一方又ハ他 ルヲ得サルモノナリ令裁判所カ原告ノ或ル特定物ノ所有者タルコト又ハ ル請求又へ抗弁ヲ理由アリトシ又ハ之ヲ棄却シ同時ニ其結果トシテ判決 主文ハ実ニ判決ノ主要ナル都合タルコト明カニシテ是レ実ニ裁判所カ或(公) スルトキハ主文ノ範囲ヲ滅スヘキ場合ニ於テハ理由ニモ亦多少ノ既判力 ト同一ナリトス然レトモ判決ノ理由カ主文ト密接ノ関係ヲ有シ之ヲ分離 本条ノ明文ニ従フトキハ既判力ハ判決ノ主文ニ付セラルムモノトス若シ ト云フカ如キハ実ニ不当ナリトス又貸金トシ請求ヲ為シ裁判所カ之ヲ棄 ニ於テ原告ハ或ハ其売主ナリト主張シタル相手方ノ受遺者トシテ所有者 一方ヵ再ヒ裁判ヲ受クル為メ同一ノ訴ヲ起スヲ防止スルコトヲ得ンヤ ノ執行タルヘキ或ル所為ノ命令又ハ禁ヲ為ス部分ナリ

スルヲ妨ク可ンヤ

ノ実質タル部分ナリト云フヲ得ス故ニ既判力ヲ有スルコト無シ之ニ反シテ若シ其理由カ単ニ推論ノ性質ヲ有スルニ過キサルトキハ主文ルトキハ既判力ハ裁判所ノ決シタル法律点ニ存スヘシ若シ判決ノ理由カ其訴訟ノ場合ニ関スル一般又ハ特別ノ法文ヨリ生シタ若シ判決ノ理由カ其訴訟ノ場合ニ関スル一般又ハ特別ノ法文ヨリ生シタ

えてみよう。

という基礎があるから、恐らくテッヒョー草案の修正ということで 響したかである。民訴法は既に何度も述べたようにテッヒョー草案 **う。そこで問題はこの旧民法の考えは民訴法の立法にどのように影** べきで既判力の範囲を拡大させる途を残していたというべきであろ 身が述べているように彼の執念がその背後にこめられているという なるのである。特に旧民法にあつては既述のごとくボアソナード自 者が理由を軽視していたのに対し後者は重視していたという点で異 限られるとする点では一致していたが、理由についての考え方は前 流の考えというべきであり、既に述べたように完全なまでの形式主の判断に既判力を認めるということである。この考え方は正に仏法 り、主文で判断された事項を理解するために判決理由を利用するこ この意味は論理的な意味での理由でなく、場所的意味での理由であ を認めていたことであり、この点は注目する必要があろう。勿論、 よう。つまり結論的にはテッヒョー草案も旧民法も既判力は主文に 義に徹したテッヒョー草案とは正に相反する考えということができ とが判決理由に既判力を認めることと等しいという意味での理由中 上は判決理由中の判断に場合によつては既判力は生じるということ この理由書によつて旧民法の規定の意味を考えてみると、旧民法

調整がなされたのではないかと思う。この問題については次章で考民法のこの考えが民訴法へ影響したものと思う。ここで正に両者の

形式的や硬直的でない姿勢は今日においても評価すべき点であろうり概ね問題はないし、主文と理由との関係も実際的であつて決してなお理由書で挙げられている事例は今日の旧訴訟物理論に立つ限

(2) Boissonade, Projet de Code civil pour l'Empire du Japon, accompagné d'un commentaire (1889), tome cinquième, art. 1421, p. 217, n°226-240 [] 图 [] 察]

日本語訳は斎藤論文三五八頁による。なお中村論文九九頁は「既済事日本語訳は斎藤論文三五八頁による。なお中村論文九九頁は「既済事件」を体、 請求ノ原因、 当事者資格並ヒニ証拠ニ付件ノ権威 ハ訴訟事件ノ客体、 請求ノ原因、 当事者資格並ヒニ証拠ニ付

(23) 原文は注20の仏文であり、ま文はボアソナード氏起稿・再関修正民(23) 原文は注20の仏文であり、訳文はボアソナード氏起稿・再関修正民(23) 原文は注20の仏文であり、訳文はボアソナード氏起稿・再関修正民(25)

う。この意味で興味ある発言である。

- (迄) ボアソナードは草案註釈の第二版(Boissonade, Projet de Code civil pour l'Empire du Japon, accompagné d'um commentaire (1891), tome cinquième, art. 1421, p. 816, n°838-842)の中の脚注の中で(本文である註釈の内容は一版[注 22参照]とかわりない)、草注の中で(本文である註釈の内容は一版[注 22参照]とかわりない)、草
- des motifs, 1891, n°427-428

を含めて従前の論文はこの二版は参照されていない。また刊行年の一八

- (27) 部分の誤記であろう。
- 釈である。
 (28) 原本は達筆であるためこの字を読むことが困難である。耶は私の解
- (2) 反語で為んぞと読むものと思う。
- 参照。 訴法制定当時については同・三六七頁、霜島論文(前注8)一五九頁 訴法制定当時については同・三六七頁、霜島論文(前注8)一五九頁

四 テッヒョー草案と旧民法との融合

ないというのではなく、理由中の判断に主文判断に必要な範囲で既びその立法理由により同条は単に理由中の判断に既判力は一切認めらかにしたのが第二章であつた。旧民法証拠編七七条の成立過程及らかにしたのが第二章であつた。旧民法証拠編七七条の成立過程及かと思う。旧民訴法二四四条を考える場合にテッヒョー草案は無視かと思う。旧民訴法二四四条を考える場合にテッヒョー草案は無視

理由をみればわかるということにはならない。それは既に一言述べ しないということが、直ちに旧民訴法の規定の意味は旧民法の立法 がないからである。しかし、旧民法の規定と旧民訴法の規定が矛盾 味をもつてくることになる。旧民訴法の方は特にこれといつた資料 いかと思う。そうであるならば旧民法の立法理由は非常に重要な意(32) 矛盾衝突しないということで民法と民訴法に規定を置いたのではな 訴法の規定を民法の規定にあわせるという調整をした上で両方とも かのいずれかになる。既にみてきたように立法の経過からみると民 いは両者それぞれ意味が違うからそれぞれ必要であると判断したの の規定であるから両方にあつても問題はないと判断したのか、ある なる。このことは立法者が調整を忘れたのか、あるいは全く同一内容 法上既判力の客観的範囲に関する規定が二つ存在したということに されたものである。そこで仮に旧民法も施行されたとすると、実定 ものである。他方旧民訴法は明治二四年(一八九一年)一月一日に施行 行をみることなく明治三一年(一八九八年)七月一六日に廃止された は明治二六年(一八九三年)一月一日施行を予定しつつも明治二五年 年)四月二十一日に公布されたという事実である。周知の如く旧民法 つて注意すべきことは旧民訴法も旧民法も共に明治二三年(一八九〇 料を発見することができず推測の域をでないのである。推測にあた 関係ということになる。しかし残念なことに、この問題については資 のが第三章であつた。かくして問題はテッヒョー草案と旧民法との 判力を認め、既判力拡張の余地を残したということを明らかにした (一八九二年) の第三回帝国議決により施行が無期延期され一度も施

法文の差異になつてあらわれたのではないかと思う。この差異は無 としても、過去のテッヒョー草案以来の経緯は無視しえず、それが あるからである。これは民訴法の規定が民法の規定の影響を受けた たことでもあるが(第二章の一)、お互の正文には次のような差異が

閲修正民法草案註釈や第二章で述べた審議の記録の中ででてきたと きた用語であり、民法では附着という言葉かあるいは全く使用して という用語はテッヒョー草案の審議過程で民訴法の条文の中にでて ヲ有ス」である。用語等の比較により両者の相違点を考察してみれ 視できないと思う。 いなかつたようである。一方、主文という言葉はボアソナード氏再 ば「包含」や「主文」という言葉は両者にみられる。もつとも「包含」 ス」であり、旧民訴法は「判決ハ其主文ニ包含スルモノニ限リ確定力 二 旧民法証拠編七七条は「既判力ハ判決主文ニ包含スルモノニ存

が、「限リ」という言葉はテッヒョー草案以来民訴法側が一貫して使 頭に配するのはボアソナード民法草案以来民法側では 一 貫 してい 除して限定する用語はないのである。既判力という言葉やそれを冒 用していた言葉であり、旧民訴法の方にはそのまま存続しているの ら主文という用語は民法側からの影響とみることもできる。ところ ころである。従来民訴法では判決式文という用語を使用していたか る。民訴法の方は草案の段階では判決ノ確定ノ効力(Rechtskraft) に対し、旧民法の方には既に述べたように「ノミ」という言葉を削 正文では「判決」を文頭に配し確定力を文尾に

> い。かくして旧民訴法二四四条は日長去り見言こうゝ);(33)側の審議を意識しているから、恐らくこの推測は誤りでは とか、 ものではなかろうかと思う。記録によると民訴法の審議は常に民法 本多、今村の両氏の発言はこのような経過を多少誇張して表現した アソナードの執念)に、内容的には調整したが、それ以上は手をつけ 方で働いたという事実も無視しえないと思うが、それぞれの基にあ(33) もつともテッヒョー草案成立の過程やあるいは草案から旧民訴法へ 四四条から現行民訴法一九九条一項への改正におい て確定力は既判力という 民法のスタイルを真似ている文章なり、あるいは用語も「確定力」 なかつたということではないかと思う。斎藤論文で強調されている つた思想が異なつていたため(民訴法ではテッヒョー草案、民法ではボ いた日本人とが全く別人でなく、若干の担当者が民法と民訴法の両 の過程において働いた日本人と旧民法(特に証拠編)完成のために働 修正するという方法がとられたということを物語るものであろう。 語に置き換えられた)。 そうでなかつたのは 民 法の影響の下に草案を よりも「既判力」を使用すべきではなかつたか と 思う〈旧民訴法二 差異はかなり明白である。そこで民法側からの影響が大きいのなら かくして旧民訴法二四四条は旧民法の規定そのものに由来する テッヒョー草案そのものに由来するというのは誤りであり、 あるま

ということはどういうことなのだろうかということである。 ち どのように評価して解釈論に反映すべきかということである。 三 問題はそこでこの融合という考え方が正しいとすれば、 テッヒョー草案から旧民訴法への過程で旧民法の影響を受けた これを 両者の融合によつてできたものと解すべきであろう。

配している。このように内容的には同じようにみえるが、表現上の

後退であるといわなければならない。しかし、他方草案において主が、草案三七六条該当の条文が存在しないことは、正に形式主義のが、草案 草案三七六条に該当する条文がないのである。 即ち、 テッヒョー 草案においては論理的意味での判決理由は当然としても場所的意味 において注目すべきことは既に述べた形式主義と密接な関係をもつ ということは既に述べたところである。ところが旧民訴法との比較 nicht die Begründung fähig)の部分がこの間に削除されたこと そしてこれは正に結論的には民法の考えと一致するのである。さら テンベルク草案(第二章の三参照)と同じような考え方の復活である。 り、これは結果的にはテッヒョー草案作成の際に否定されたヴュル するためには判決理由が利用されるということを認める こと であ な型に変型したということである。つまり既判力の範囲を明らかに 生きているのである。このことの意味することは形式主義が不完全 限リ」という型で生きているのであり、ここにおいては形式主義は 文の既判力を限定した文言は旧民訴法正文において「主文ニ……… での判決理由をも含め既判力の範囲とは関係なしとの態度であつた の削除は民法の影響ではないかと思う。なぜならば既に述べたよう は明白である。この部分は民法側には全くない条項だけにこの条項 力ハ…… 理由ニ及ブコトナキモノトス」(Der Rechtskraft ist …… にテッヒョー草案と旧民訴法正文を比較してみると「判決確定ノ効 ということは、判決理由にその限りで既判力を認めるという理解で に民法側においては判決主文の解釈に際して、判決理由を利用する ヒョー草案は既判力の範囲に関しては形式主義を徹底させた

四

して形式主義的立場をとつたのかを探究する必要がある。

そこで問題はなぜテッヒョー草案は形式主義を採用したかであ

れていると考えたからに他あるまい。何が秀れているかというと、既るが、立法者は恐らく形式主義による規定の方が実質主義よりも秀

物についての裁判の限度で既判力が生じるという実質主義ではなか 民法においてはボアソナード草案を否定した結果、既判力を判決主 生き続けたとみるべきではないかと思う。なるほど既にみたように 法の影響はそれだけであり、テッヒョー草案の形式主義そのものは て判決理由によつて主文で何が判断されたかを判断するということ う。ここに我々はあらためて立法者がなぜドイツ民訴法の規定に反 を無視することであり、立法者の苦心は全く水泡に帰すことになろ の立場からはかような発想はでてこないが、それでは立法者の考え についてのドイツ法と日本法の規定は表裏の関係にあるとする通説 しなかつたかという点を考える必要があろう。既判力の客観的範囲 こうしてみると、なぜ立法者が一貫してドイツ法的立法体裁を採用 ては民法から特に介入されることは全く必要はなかつたのである。 民法との調整の際にテッヒョー草案以来の民訴法は形式主義に対し いう形式主義的立法になつたのは否定できない事実である。 つたし、ともかくも民法が結果的には判決主文に既判力が生じると 表明したものではなかつた。しかし、立法の過程でいささかも訴訟 文に限定することになり、そのために当初から積極的に形式主義を は民法の影響によるといつてよいのではないかと思う。しかし、民 あるから、 かかる理解とこの条項とは矛盾するからである。

る。このことが今日でいう普重な世帯りませるの余地を残しているのと、また既判力を判決主文に限定しない解釈の余地を残していあるし、また既判力を判決主文に限定しない解釈の余地を残してい め形式主義を相当緩和する解釈を必ずしも排撃しないものであるの 実質主義を否定しながらも、積極的に形式主義を明言しなかつたた えるとこのようになろう。即ち、独法は北ドイツ連邦草案のような 主文で判断するものはその訴訟の目的、即ち訴訟物であることを考 な差異が生じるのであると思う。法文でいう「限リ」に注目して、 義の場合はかかる解釈の余地を残さないから、この点で両者は微妙 論がドイツで生じる余地を残したのであると思う。しかし、(37) 裁判という点の解釈により訴訟物の枠にとらわれない解釈が可能で で実質主義は「請求につき裁判したかぎり」ということであるから が形式的画一的に設定されるということでもある。従つてこの限り あるということをわかりやすくいうことでもあるし、既判力の範囲 判力の範囲が明確であるという点であり、これは結論こそが重要で このことが今日でいう普通法理論の再来ともみられるような理 日本法は形式主義を明言しているから、形式主義から遠く 形式主

不合理なことでないからこの方法によるしかないであろう。

ではないだろうかと思う。従つて従前の公式とも思える判決主文=囲の一致をことさら強調したのはわが国のかかる事情があつたからをうであるならばこの法文の立法者の意思に反することになろう。とこにドイツの理論がそのまま日本に導入できない事情があり、ここにドイツの理論がそのまま日本に導入できない事情があり、ここにドイツの理論がそのまま日本に導入できない事情があり、ここによると、既判力の範囲と訴訟物の範囲の不一致を説く近こうしてみると、既判力の範囲と訴訟物の範囲の不一致を説く近

隔たらない解釈のみが許されるということである。

こと自体は既判力制度からしても判決書記載方法からしても決して(33) たうに解釈する方法が考えられる。既判力を判決主文に限定するか、あるいは他の訴訟物を想定しそれが主文に包含されているといか、あるいは他の訴訟物を想定しそれが主文に包含されているといか、あるいは他の訴訟物を想定しそれが主文に包含されているといか、あるいは他の訴訟物を想定して現行法の不合理を説く必要があ法一九九条一項を立法の過誤として現行法の不合理を説く必要があ法一九九条一項を立法の過誤として現行法の不合理を説く必要があい。これに反する解釈は現行法

紀、これら。 紀、これら。 日本民事訴訟法に対する仏蘭西法の影響について概 日本民事訴訟法に対する仏蘭西法の影響に昭和一七年) 況を伺い知ることができる。

(3) 例えば第三章二の民法での審議に登場してくる人物を染野論文五三は民法と民訴法にそれぞれ関与していたようである。 には民法と民訴法の審議録からみるとすくなくとも今村信行、いる)や本稿注31の民訴法の審議録からみるとすくなくとも今村信行、京に関与した日本人を明らかにしていてようである。

(34) 注32参照。

(3) なお学術振興会資料の「民事訴訟法草案其ノニ」「民事訴訟法 漢案意見集」「民事訴訟法議案」等によれば(民訴草二ノ一三九丁、民訴議案 見集」「民事訴訟法議案」等によれば(民訴草二ノ一三九丁、民訴

「ドイツ法の解釈としても、またフランス法の解釈としても、判決主(36) 中村論文一○○頁は次のようにいう。

文だけで既判力の主体が特定されるとはしておりません。判決理由を斟

これに関し、わが民事訴訟法は、『主文ニ包含スルモノニ限リ既判力らな内容のものであるかが特定されるのであります。 程度、どの範囲において、理由中の判断が、判決主文に示される裁判の内際問題として、判決理由のうちの判断が、判決主文に示される裁判の内際問題として、判決理由のうちの判断が、判決主文に示される裁判の内際問題として、判決理由のうちの判断が、判決主文に示される裁判の内際問題として、判決理由のうちの判断が、判決主文に示される裁判の内際問題として、判決理由のうちの判断が、判決主文に示される裁判の内際問題として、判決理由のうちの判断が既判力の主体に包含され、それを構成するかということであります。この点、ドイツ法のもとでは、たんら決め手となるべき基準が存しないのであります。

(37) 文字教授は「近時の日独における新たな理論は、普通法理論の現代的

趣旨を正確に理解したことにはならないし、極論すればいわば問題

ヲ有ス』(一九九朵一項) として、『包含』という言葉で、この範囲を示

イツ『既判力の客観的限界論』の展開二』民商法六九巻四号七三二頁)。復活という側面をもつと言えぬこともないのである』と述べている(「ド

(38) 注6の柏木論文参照。

五 おわりに

一 民訴法一九九条一項の成立過程は既にみたように複雑なものがある。ドイツ法を直接継受しなかつたテッヒョー草案、ボアソナーある。ドイツ法を直接継受しなかつたテッヒョー草案、ボアソナーある。ドイツ法を直接継受しなかつたテッヒョー草案、ボアソナーある。ドイツ法を直接継受しなかつたテッヒョー草案、ボアソナーある。ドイツ法を直接継受しなかつたみが従来は沿革を通してこと。沿革の複雑さと旧民法が施行されずその立法理由書が公刊された。沿革の複雑さと旧民法が施行されずその立法理由書が公刊された。沿革の複雑さと旧民法が施行されずその立法理由書が公刊された。沿革の複雑さと旧民法が施行されずその立法理由書が公刊された。沿軍の解釈についてかなり動揺したことはこのことを物語るものでクトの解釈についてかなり動揺したことはこのことを物語るもので多う。しかし、他方民訴法施行前後のドイツ法と日本法との表裏一体論が変勢をやめ、この規定についてドイツ法と日本法との複雑なものがあろう。しかし、他方民訴法施行前後のドイツ法への傾斜を示すものであり、を形成していた。明治三六年の民訴法改正草案がドイツ法と同じくを形成していた。明治三六年の民訴法改正草案がドイツ法と同じくを形成していた。明治三六年の民訴法改正草案がドイツ法と同じくとの意味を改善していた。

解釈上の指針を得ようとしたものである。みあいを解きほぐし、立法者の意図を明らかにし、一九九条一項のを棚上げしたようなものである。そこで本稿は立法沿革の複雑な絡

である。後者の立場はいまだ十分検討されていないが、黙示の訴訟をすると訴訟物の枠を広くとるか、「主文ニ包含スルモノ」を訴訟物歴地方でとせようという見解や実質に既判力の範囲を決めていこうとする見解はしだいに有力になつてきているのであり、このことからするとボアソナードの見解は卓見ということになろう。しかし、らするとボアソナードの見解は卓見ということになろう。しかし、ちすると訴訟物の枠を広くとるか、「主文ニ包含スルモノ」を訴訟物なると訴訟物の枠を広くとるか、「主文ニ包含スルモノ」を訴訟物なると訴訟物の枠を広くとるか、「主文ニ包含スルモノ」を訴訟物なると訴訟物の枠を広くとるか、「主文ニ包含スルモノ」を訴訟物なると訴訟物の枠を広くとるか、「主文ニ包含スルモノ」を訴訟物をある。後者の立場はいまだ十分検討されていないが、黙示の訴訟もあるうが正攻法必ずしもではあるまい。前者の立場は、表示の政治というに対した。

であるということを意味することになる。この精神を生かすとする、大理由が実質上の既判力の範囲を決め、その限定は主文の判断事項、大理由が実質上の既判力の範囲を決め、その限定は主文の判断事項、大理由が実質上の既判力の範囲を決め、その限定は主文の判断事項、大理由が実質上の既判力の範囲を決め、その限定は主文の判断事項、大理由が実質上の既判力の範囲を決め、その限定は主文の判断事項、大理由が実質上の既判力の範囲を決め、その限定は主文の判断事項、大理由が実質上の既判力の範囲を決め、その限定は主文の判断事項、大理を表している。この精神を生かすとする。との精神を生かすとするであるということを意味することになる。この精神を生かすとする、大理の方法、関係を表している。この精神を生かすとする、大理の方法、関係を表している。この精神を生かすとする、大理の方法、関係を表している。この精神を生かすとするを表している。

物についての黙示の裁判ということではないかと思う。

て裁判がなされたとすることは可能ではないかと思う。そしてこれならば、主文と判決理由との関連の分析でいわば主文で黙示におい

が許容される最大限度であると思う。

解ということができよう。しかし、沿革からこのことを明らかにし解かもしれないし、沿革からでなく単に法文からも導きだされる見にあるが、かような考えになるのではないかと思う。もつとも登記請求権訴訟の訴訟物についての兼子説に代表されるようにかような清潔権訴訟の訴訟物についての兼子説に代表されるようにかようにがようが、かような考えになるのではないかと思う。もつとも登四四条を考え、既判力の範囲の拡大傾向に対する見解となると大胆四四条を考え、既判力の範囲の拡大傾向に対する見解となると大胆四級を考えて旧民訴法二

た点に本稿の特色と意義があるのではないかと思う。

■ 最後に本稿で使用した資料を整理するしだいである。
 本稿は後者の方法をとつたので、多少重複するようであるが、られた事実を誤つて解釈し、その上に法解釈を追く方法がある。解を否定すると得られた事実まで否定されかねないという問題があられた事実を誤つて解釈し、その上に法解釈をした場合にはその見られた事実を誤つて解釈し、その上に法解釈をした場合にはその見られた事実を誤って解釈し、その上に法解釈をした場合にはその見られた事実を認っていての価値は認めると思うがある。本稿は後者の方法をとつたので、多少重複するしだいである。

民訴法一九九条一項の沿革について

※本条文も立法にあたつて参照されたことについては第二章の三参

照。なお、本条の一つ前の段階である北ドイツ連邦草案について

条文の内容(年代順) 現行民訴法一九九条一項に何等かの意味で関係する草案等の

ヴュルテンベルク訴訟法三八三条(一八六八年=明治元年)

Die Civilprozeß-Ordnung für das Königreich Wüttemberg,

des Sinnes und Umfangs, in welchem das Urtheil nach der Absicht des Gerichts ergangen ist. Rechtskraft nicht fähig; sie dienen aber zur Erläuterung Die Entscheidungsgründe eines Urtheils sind für sich der

判決の裁判理由それ自身に既判力は生じない。但し裁判理由は裁判所の 意図によれば判決がいかなる意味と範囲で下されたのかを解釈するため

※りれは Entwurf einer Civilprozeß-Ordnung für das 条と同文である。 Königreich Württemburg mit den Motiven, 1867の三九三

※この条文とわが民訴法との関係については第二章の三参照

den durch die Klage oder durch die Widerklage erhobenen Urteile sind der Rechtskraft nur insoweit fähig, als über ドイツ民訴法三二二条(旧二九三条)一項(一八七七年 = 明治一〇年)

判決は訴えまたは反訴によつて起された請求について裁判した限りで既 判力が生じる。

Anspruch entschieden ist

テッヒョー草案三九一条(明治一九年=一八八六年)

Der Rechtskraft ist nur die in der Urteilsformel enthaltene

Entscheidung selbst, nicht die Begründung fähig.

判決式文ニ包含セラレタル裁判其モノニ限リ確定ノモノト為ルコトヲ得

其理由ハ確定ノモノト為ルコトヲ得ス

※独文は Entwurf einer Civilprozessordnung für Japan

※日本文は学術振興会版「民事訴訟法草案其ノ一」による(民訴草 (Uebersetzung), Tokio im 19. Jahre Meiji(1886)以よる。

一人八一丁)。

※本条と旧民訴との関係については第二章と第四章参照。

du litige. l'objet, à la cause, aux qualités des parties et aux preuves fait et de droit pertinents et concluants, relativement à ce qu'ils reconnaissent et déclarent quant aux points de dispositif du jugement, mais encore à ses motifs pour tout L'autorité de la chose jugée est attachée non seulement au ボアソナード民法草案一四二一条(一八八九年=明治二二年)

れるが刊行年不詳) ボアソナード氏起稿再閲修正民法草案註釈一九二一条(右の翻訳と思わ

被判事物ノ力ハ判決ノ主文ニ附着スルノミナラス判決ノ理由中目的物、

認シ且認定スル総テノ事ニ付テハ其理由ニモ亦附看ス(キン)原由、当事者ノ資格及ヒ争ノ証拠ニ関シテ且確実ナル事物及ヒ権利ヲ追

※仏文の出典は本稿注22参照。

照。 ※本条が旧民法正文にならなかつたことについては 第 三 章 の二参

既判力へ判決主文ニ包含スルモノニ存ス ⑤ 旧民法証拠編七七条(明治二三年=一八九〇年)

L'autorité de la chose jugée est attachée à ce qui se rapporte au dispositif du jugement.

参照。 参照。 この立法理由については第三章の三

※本条の旧民訴法における意味については第一章の二、第四章参照。

判決ハ其主文ニ包含スルモノニ限リ確定力ヲ有ス⑥ 旧民訴法二四四条(明治二三年=一八九〇年)

※現行法との関係については注1参照。

部分ニ限リ既判力ヲ有スの 民事訴訟法改正案二八一条一項(明治三六年=一九〇三年)

※この草案の意味については注41参照

確定判決へ主文ニ包含スルモノニ限り既判力ヲ有ス⑧ 現行民訴法一九九条一項(大正一五年=一九二六年)

民訴法一九九条一項の沿革について

※理由書等は注1参照

- (3) 大審院判例が「主文ニ包含シタルモノ」についての理解が区々であることは有名である。 雉本博士は「法律要件及と既判力」(大正五年)民訴法論文集六九二頁注2で指摘している。大審院判例のこの状況を詳民訴法論文集六九二頁注2で指摘している。大審院判例のこの状況を詳ら、大審院判例が「主文ニ包含シタルモノ」についての理解が区々である。
- (4))染野論文(注16)五四〇頁以下参照述べている点が興味をひく。
- (41) 草案の内容は注1またはの参照。なお草案成立の過程や草案の意義については染野義信「わが国民事訴訟制度における転回点―大正一五年については染野義信「わが国民事訴訟制度における転回点―大正一五年
- (4) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(4) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(2) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(2) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(2) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(2) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(4) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(4) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(4) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(4) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(4) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(4) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(4) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事訴訟法註解第五(4) 斎藤教授はその論文の帰結として松岡義正・新民事法には明治により、「1000年)
- 頁一一行目の「訴診」は「訴訟」の誤りである。 頁以下はこのような視点の下に書かれた論文である。なお同書一八四八(鉛) 拙稿「黙示による中間確認の訴え」法学研究五三巻一二号一八二七
- (4) 兼子一・判例民訴法二八九頁以下、同・条解民訴法上五一四頁、同・頁一一行目の「訴診」は「訴訟」の誤りである。

民訴法体系三四三頁参照

六三 (六五一)